

高齢者

- 対象者
 - ・平成22年7月1日現在、75歳以上で、次の要件をすべて満たす人
 - ・南島原市に住所があり、実際に住んでいる人
 - ・自動車の運転をしない人（免許の有無は問いません）
 - ・介護保険施設、養護老人ホームに入所していない人
- 持参品
 - ・本人の印かん
 - ・本人確認ができるもの（後期高齢者医療保険者証または介護保険被保険者証）
 - ・生活保護者は保護受給証明書。代理の場合は、代理人の印かんと代理人の確認ができるもの（医療保険証、免許証など）

障害者

- 対象者
 - ・平成22年7月1日現在、75歳未満で、次の要件をすべて満たす人
 - ・南島原市に住所があり、実際に住んでいる人
 - ・次のいずれかの所持者であること
 - 身体障害者手帳1級～3級所持者（視覚障害者で4級～6級所持者含む）療育手帳所持者、精神保健福祉手帳1級・2級所持者
 - ・自動車の運転をしない人（免許の有無は問いません）
 - ・障害者施設などに入所していない人
- 持参品
 - ・本人の印かん
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
 - ・代理の場合は、代理人の印かんと代理人の確認ができるもの（医療保険証、免許証など）

※なお、次の人は上記の条件を満たしていても、タクシー利用券を交付できません。

- ・申請日現在、南島原市に住所がない人
- ・施設やグループホームに入所している人
- ・75歳未満の障害者で、有料道路障害割引または自動車税減免措置（軽自動車税を含む）を受けた人

券は即日交付します。ただし、本人確認ができない場合や、上記書類などが不備の場合は交付できませんのでお忘れのないようお願いします。

福祉タクシー利用券の交付についてのお問い合わせは、
 福祉課 ☎050(3381)5051

今回の利用券の導入で、「タクシーは便利」という実感を多くの人に感じてほしいです。これを機会に、接客やきめ細かい対応を心掛けていきたいと考えています。

なお、不正利用は、業界を挙げてお断りしますので、協力をお願いします。



（株）南島原交通（加津佐町）代表取締役 牟田 博一さん

タクシーというと、特別なときや遠くに行くときに乗るもの、と考えている人もいますが、実は近くへの移動の方が便利です。

気軽に利用してください。

「タクシー事業者の声」



上村璋喜さん・アヤさん夫妻（有家町）

上村さん夫妻は、二人とも、毎週病院に通っています。通常近所に嫁いだ娘さんに送ってもらっていますが、タクシーで通院することも珍しくありません。

本当に感謝しています。

「市民喜びの声」 上村璋喜さん・アヤさん夫妻

利用に当たっての注意点

- ① タクシーの利用に際しては、運転手に利用券を提示し割引を受けてください。
- ② 利用券は1回のタクシー乗車に1人1枚しか使用できません。
- ③ 利用券はいかなる場合も再発行できませんので大切に管理してください。
- ④ 利用券は本人以外は使用できません。
- ⑤ 利用券の有効期限は平成23年3月31日までです。有効期限を過ぎた利用券は使用できません。
- ⑥ 利用券交付後に、死亡・転出・施設入所などの理由により、交付要件に該当しなくなったときは、速やかに利用券を支所などへ返還願います。
- ⑦ その他、不正に利用券の交付を受けたり、不正に使用した場合は、利用券と助成した金額を返還していただきます。

特集 ワンストップサービスへ
 福祉タクシー利用券交付事業のあらまし



「狭い路地まで来てもらえるので本当に助かります。いつもタクシーさんありがとうございます」と上村さん夫妻。

福祉タクシー導入！

市は、バスの赤字路線への補助、南島原市乗合タクシーの試験運行を行ってきましたが、高齢者や障害者に対する移動手段の充実、市にとって長年の課題でした。

そのため、10月から「南島原市福祉タクシー利用券交付事業」を実施することになりました。この福祉タクシー利用券交付事業は、市長の公約ということもあって、導入を心待ちにする市民も多かったことから、急ピッチで準備を進め、わずか5カ月、10月の導入を実現しました。

— 割引額・交付枚数 —

- 利用券…300円割引/1回
- 10月29日までの申請者 → 利用券18枚を交付
- 月3枚の交付。11月以降に申請した場合は、1カ月につき3枚減して交付しますので、早めの申請をお願いします。

なぜタクシー利用券？

南島原市は、人口密度が低いことから、バスを十分に走らせることができません。バス停のある県道、国道から家まで1キロメートル以上という人も少なくありません。また、バス停まで歩くことが不自由な高齢者・障害者にとって、玄関まで来てもらえるタクシーは、とても便利です。

年間経費は、

6千6百万円

福祉タクシーの対象者は、8,500人。その経費は、すべて一般財源で賄われており、その額は年6千6百万円にもなります。また、この事業に対する国や県などからの優遇措置は今のところないため、市民皆さんの税金が原資といえ、さらに、その負担は、毎年発生します。

「もつ少し枚数をもらえないか」、「もつ少し補助額を上乗せ

できないか」という声もありますが、この制度は、今の高齢者や障害者のためだけのものではありません。長くこの制度を続けるためにも、利用する皆さんの理解をお願いします。

利用券の使用は、ルールを守りましょう

この福祉タクシー利用券は、車を運転できない高齢者や障害者の皆さんにとって、とても大切な制度となるに違いありません。一方で、タクシー利用券は、自動車を運転する高齢者、障害者に対しては交付をしないことにしています。また、交付を受けた人以外が、この利用券を使用することを厳しく禁じています。

この事業は、交付を受けない市民の皆さんの理解と負担の下に成り立つ制度であり、利用券の使用の良識に基づいた事業です。

自動車を運転する人が券を利用したり、他の人に譲渡するようないふことが頻発すれば、この制度は成り立たなくなりますので、皆さんの正しい使用をお願いします。